

神戸市特定給食施設の届出、指定等に関する取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）に定められた事項のほか、特定給食施設に係る必要な事項を定めることにより、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の特定給食施設における栄養管理について円滑な施行を図ることを目的とする。

(特定給食施設の届出)

第2条 法第20条第1項の規定による届出は、特定給食施設開始届（様式第1号）により保健所長に行うものとする。

2 法第20条第2項の規定による届出は、届出事項に変更が生じたときは特定給食施設変更届（様式第2号）により、その事業を廃止、休止又は再開するときは特定給食施設廃止・休止・再開届（様式第3号）により、保健所長に行うものとする。

(管理栄養士の必置施設の指定)

第3条 保健所長は、法第21条第1項及び規則第7条の規定による施設を指定するとき、管理栄養士配置指定通知書（様式第4号）を交付する。

2 保健所長は、前項の規定により指定した施設が規則第7条に定める各号に該当しないことを認めるとき、管理栄養士配置指定解除通知書（様式第5号）の交付により当該指定を取り消すものとする。

(立入検査の実施)

第4条 保健所長は、法第24条の規定に基づく立入検査を行ったときは、当該施設の設置者又は給食管理者に対し、立入検査結果報告書（様式第6号）を交付し、改善指示事項について改善計画書（様式第7号）の提出を求めるものとする。

(勧告及び命令の実施)

第5条 保健所長は、法第23条第1項による勧告を行うときは、勧告書（様式第8号）を交付するものとする。

2 保健所長は、法第23条第2項による命令を行うときは、命令書（様式第9号）を交付するものとする。

(栄養管理の実施に関する報告)

第6条 保健所長は、栄養管理の実施に関する報告を求めるときは、基礎調査票（様式第10号）及び栄養報告書（様式第11号）の様式により行うものとする。

(その他)

第7条 市立保育所及び教育委員会が所管する特定給食施設に対して第2条から第6条に係る指導等を行うときは、所管課との連携により行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の際、現にある実施要領の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行の際、現にある実施要領の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。